

新宿区教育委員会会議録

令和2年第11回定例会

令和2年11月6日

新宿区教育委員会

## 令和2年第11回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和2年11月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時11分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	羽 原 清 雅
委 員	今 野 雅 裕	委 員	山 下 浩 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中央図書館長	中 山 浩
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	荒 井 亮 宏
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	広 瀬 岳 平
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠	文化観光課長	小 泉 栄 一

書記

教 育 調 整 課 主 査 平 明 生

## 議事日程

### 議 案

- 日程第1 第39号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第2 第40号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第3 第41号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 第42号議案 令和2年度新宿区一般会計補正予算（第10号）（案）に関する意見について

### 報 告

- 1 新宿区立女神湖高原学園の土地の賃貸借契約の締結について（教育支援課長）
- 2 G I G Aスクール構想実現のための教育用システム環境構築に係る事業者の選定結果について（教育支援課長）
- 3 中学校学校選択制度の学校別状況一覧（令和3年度新入学者）及び令和3年度新入学区立中学校の抽選について（学校運営課長）
- 4 新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について（中央図書館長）
- 5 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和2年新宿区教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。

○羽原委員 はい。

---

○教育長 初めに、古笛恵子委員を教育長職務代理者として指名いたしましたので、御報告いたします。

指名する期間は、令和2年10月17日から令和3年10月16日までです。

ここで、委員の皆様の議席の確認をさせていただきます。

新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は教育長が定めることとなっております。本日、各委員がお座りの席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

また、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務に関する議案についての説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

それでは、議事に入ります。

「日程第1 第39号議案」以下、「日程第3 第41号議案」まで「公の施設の指定管理者の指定について」、「日程第4 第42号議案 令和2年度新宿区一般会計補正予算（第10号）（案）に関する意見について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第39号議案から日程第3 第41号議案の説明を受け、審議を行います。次に、日程第4 第42号議案の説明を受け、審議を行うものといたします。

ここでお諮りします。

第42号議案は令和2年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討議、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議といたしたいと思っております。

第42号議案を、非公開による審議とすることに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 御異議ございませんでしたので、第42号議案は、非公開による審議とするものとして  
ます。

---

◎ 第39号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第40号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第41号議案 公の施設の指定管理者の指定について

○**教育長** それでは、第39号議案から第41号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、第39号議案 公の施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。

議案の2枚目を御覧ください。

こちらは、新宿区立女神湖高原学園の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定を行うものでございます。

指定する団体の名称は、信州リゾートサービス株式会社で、主たる事務所の所在地は、記載のとおりです。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

今回の指定の経過等につきましては、教育支援課長より御説明いたします。

○**教育支援課長** それでは、教育委員会第39号議案参考資料に基づき、御説明をさせていただきます。

新宿区立女神湖高原学園の指定管理者となるべき団体の選定についてです。

新宿区立女神湖高原学園は、平成17年度から指定管理者制度を導入しております。

令和2年度末をもって第4期の指定管理期間が満了となるため、第5期（令和3年度から令和7年度までの5年間）の指定管理者を公募したところでございます。

その結果、現行事業者である信州リゾートサービスを候補団体として選定したものでございます。

記書きの内容について御説明します。施設名、指定期間、指定管理者候補団体については、記載のとおりでございます。

4、選定結果でございますが、募集期間は令和2年6月15日から令和2年7月29日まで、1か月半近く募集を行いました。

周知方法、施設案内会及び現地説明会については記載のとおりでございまして、現地説明会につきましては2団体参加しまして、その結果、応募団体は2団体でした。

選定委員会の経過でございますが、(5)第1回選定委員会は、書類審査を行わせていただきました。裏面をおめくりいただき、内容については、選定基準及び審査方法等について確認するとともに、書類審査を行い、また、提案内容に関する意見交換を行いました。

その結果、応募のあった2団体を第1次審査通過団体として選定させていただき、第2回選定委員会につきましては、公開プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行わせていただきました。

5番、選定委員会の構成でございますが、外部有識者2名（公認会計士と地域協働学校運営協議会委員）の方にお入りいただいております。また、区立学校長2名、内部委員2名につきましては、区民保養所を所管する生涯学習スポーツ課長と、施設管理に詳しい学校運営課長に委員をお願いしたところでございます。

6番、選定結果につきましては、別紙に選定基準と選定結果をおつけしてございますので、2枚目を御覧いただければと思います。

まず、評価基準でございますが、第一次審査につきましては、11項目について御審査いただきまして、委員1人当たり100点、6人で600点満点となっております。

裏面をおめくりいただきまして、第二次審査につきましては、こちらに記載の4項目でプレゼンテーション、質疑応答に対する評価をさせていただき、委員1人当たり100点、6人で600点満点でございます。

また、価格見積金額による評価が300満点ということで、最も安い金額を300点とさせていただき、それとの差で評価点をつけさせていただいております。

それらを合わせて1,500点満点で審査をさせていただきました。

3枚目が、その結果となっております。

S-1社が現行事業者でございますけれども、こちらを候補団体として選定させていただいた次第でございます。

評価の中での主な御意見といたしましては、S-2社につきましては、もともと料理の提供を専門にしている事業者でしたので、食事内容や長期の宿泊の提案といったところは評価されましたが、実現可能性の面で明確な提案がなく、具体的な提案が乏しいといったところがありました。

S-1社につきましては、現行事業者であるということから、具体的なサービス向上に向

けた提案をいただいたところでございます、そうした点が評価につながりました。

点数といたしましては、第一次審査の合計点でS-1社が484点、S-2社が388点、価格につきましては、S-1社が484点、S-2社が388点、第二次審査合計になりますと、S-1社が1,257点、S-2社が982点ということで、この結果、S-1社を候補団体として選定させていただいたものでございます。

説明については、以上です。

○教育調整課長 それでは、第39号議案の提案理由です。

新宿区立女神湖高原学園の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

続きまして、第40号議案及び第41号議案の公の施設の指定管理者の指定につきまして、御説明いたします。

まず、第40号議案です。議案書の2枚目を御覧ください。

こちらは、新宿区立新宿歴史博物館の指定管理についてでございます。

施設の名称、位置については記載のとおりです。

指定する団体の名称は、公益財団法人新宿未来創造財団で、主たる事務所の所在地は記載のとおりです。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

提案理由につきましては、1枚目に記載のとおり、新宿区立新宿歴史博物館の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

続きまして、第41号議案についてです。

こちら、2枚目の資料を御覧ください。

新宿区立林芙美子記念館の指定管理についてでございます。

施設の名称、位置につきましては、記載のとおりです。

指定する団体の名称は、公益財団法人新宿未来創造財団です。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

提案理由につきましては、新宿区立林芙美子記念館の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

続きまして、この後、第40号議案及び第41号議案の指定の経過等につきまして、文化観光課長より御説明申し上げます。

○文化観光課長 それでは、新宿区立新宿歴史博物館及び林芙美子記念館の指定管理者となるべき団体の選定について、御説明させていただきます。

議案の参考資料を御覧ください。

新宿区立新宿歴史博物館及び林芙美子記念館は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、第3期（平成28年度から令和2年度）の指定管理期間は今年度で満了となるものでございます。

これに伴いまして、令和3年度から7年度までの5年間に指定管理者となるべき団体の選定を行い、現在の指定管理者である公益財団新宿未来創造財団を候補団体として選定いたしました。

1の施設名及び位置につきましては、記載のとおりでございます。

2の指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

3の指定管理者候補団体は、公益財団法人新宿未来創造財団です。

4の指定管理者の応募方法につきましては、非公募方式によるものでございます。

5の非公募の理由です。

公益財団法人新宿未来創造財団は、「歴史、文化、芸術、スポーツなどの生涯学習の機会を提供し、区民等の自発的な参画と相互交流を深めること」を目的として、区が設立した団体であり、25年以上にわたり文化芸術、また生涯学習などの各分野において事業を展開してきた豊富な経験を有し、各地域の特性や課題に精通した高い専門性と経験を持つ職員が多数在籍しております。また、新宿歴史博物館及び林芙美子記念館を拠点としまして、周辺施設等とネットワークを構築しながら、郷土資料の収集・活用や伝統文化の普及啓発事業を展開しているものです。今後も、同財団が新宿歴史博物館及び林芙美子記念館を拠点として、これまでの実績や人材、地域ネットワークを生かして事業展開することで、新宿の文化の魅力を発信することが期待できます。

以上のことから、区の施策を効果的に推進するために、公募の方法によらず非公募方式によって、現在の指定管理者であります同財団を対象として選定手続を行うこととしました。

6の選定経過につきましては、記載のとおりでございます。

裏面に移ります。

7の選定委員会の概要、（1）開催日、（2）会場は記載のとおりです。

（3）の委員につきましては、外部委員5名、有識者3名、区民代表2名で行っております。

（4）の方法については、記載のとおりです。

（5）の選定結果でございます。表がア、新宿歴史博物館、イ、林芙美子記念館の2施設



ございます。こちらの8つの選定基準と評価項目で行いました。

選定評価については記載のとおりでございまして、それぞれ総合評価はB：期待できると評価されております。このため、両施設の指定管理者として選定することによって、可否について、可とすることと判断されたものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育調整課長** 第39号議案から第41号議案の説明については、以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。

第39号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○**星野委員** 審査結果の一次審査、また、2番の利用者へのサービス提供についての(2)学校利用者への食事サービスについてですけれども、その①と②にアレルギーについての項目があります。本来、これに関しては、満点でなくてはいけないはずのものだと思います。しかしながら、この点数から見る限り、アレルギー対策が満点であったとはちょっと考えられない点数なので、この評価について、もしもっと詳しい情報があれば教えていただきたいし、ないのであれば、今後はもう少しこの辺を独立した項目にするとか、子どもたちの命に関わることですので、厳しく評価していただきたいと思うんですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○**教育支援課長** アレルギー対応に対する評価ですけれども、基本的には、求められている水準を満たす程度ということで、それを上回るようなプラスの提案があまり見られなかったことから、満点の評価にはなっていないところでございます。ただ、S-1社のほうが評価が高いことにつきましては、これまでの実績も踏まえまして、確実に安全を担保できるといった点での説得力、確実性が評価につながったものと認識しております。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**星野委員** できれば、メニューや費用などを分けて評価するような体制を取っていただけたらいいかなと考えております。

以上です。

○**教育支援課長** 御指摘いただきましたとおり、アレルギー対応については大切な項目でございますので、次期審査の段階では、もう少し細かく評価項目を分けるといった検討も進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

○**羽原委員** 実態として、今星野委員からご意見があったような注意を伝えて、即対応できる

ような手だてを打ったほうがいいと思います。紙の資料で今度のときにはという、そういうことをおっしゃっているのではなくて、対応が100点であるかどうかを求めているわけだから、答弁をもう少し補足してもらって、これから実践的にこうしますということを答えてもらって、実際にやっていただきたい。

○**教育支援課長** 事業者からは、アレルギーの手順ということで、何日前にどういった確認をするのかという、そういったものはいただいているところでございます。今後は、確実性を期すために、もう一度この手順について、現在のこのやり方で十分なのかといったところも含めまして、改めて、学校の意見も確認したいと考えております。その上で、来年度以降、事業を運営していく上での手順について、改善点なども確認しながら、早急に対処してまいりたいと考えております。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**星野委員** 今のお話ですと、いわゆる事前の調整しかないんですけれども、やっぱりアレルギーというのはいつ起こるか分からない。除去しているつもりでも起こるものですので。でするので、起きたときのマニュアル、対処方法等も確立していただいて、それについても評価の対象に入れていただきたいと思います。

○**教育長** よろしいでしょうか。では、その点については、十分留意してください。また、具体的なところについて言えば、学校運営課の給食調理の栄養士さん等の知見も十分活用しながら取り組んでいただければと思います。

第39号議案について、ほかに何か御質問なければ、討論、質疑を終了いたします。

第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第39号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第40号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○**今野委員** 歴史博物館には時々伺っているんですけれども、展示は非常に充実しているし、企画事業もとても興味深くて、行くと結構お客さんが来ているなという感じで、とてもいい印象を持っています。

それで、1つ質問したいのは、非公募で進めるということですが、御説明はよく理解できました。ただ、指定期間が長くなると、いろいろと非効率な点や不合理な点も出てくるかと思っています。自前で改善できるような工夫が内在化していることが必要だと思っていま

して、もちろんそのようになっていると思いますけれども、どんな工夫、改善の手だてを取られているのかということを質問します。

○文化観光課長 指定管理者については、長年ノウハウ等を蓄積して運営しているところですが、けれども、年間数回、企画展、特別展等を行っております。この中で、新たな視点でいろいろな企画を立てるということで、学芸員の能力向上等を図っております。また、一回一回の企画展、また特別展において来館者のアンケートを取りまして、おいでいただいた方の意見を参考にして、次の企画のプランを立てているものでございます。

また、収蔵資料を管理していく中で、情報発信や収蔵資料の紹介等をしていくことを御説明しまして、御了解を得たものでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○今野委員 わかりました。

○教育長 ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

○山下委員 歴史博物館はよく子どもが利用させていただいて、いろいろと夏のイベントなども実施していただいて、非常に助かっているんですけども、裏面の評価のところはD評価があります。これはなかなかつかない評価だと思うんですけども、具体的にどういった内容で、それをどのように改善するのか、次に生かしていくかという点について、お考えがあれば聞かせてください。

○文化観光課長 御指摘いただいたD評価につきましては、収蔵資料の管理、情報発信等に関する業務について、1点いただいております。こちら、その選定委員の方から言葉をいただいておりますのは、資料の整理や情報発信に遅れが目立つということ、収蔵資料の全容が公開されていないといった御意見をいただきました。

現在、歴史博物館では、資料収集のデータベースから、重要度の高い資料を抜粋しまして、現在150点程度でございますけれども、ホームページで公開しているところでございます。これについて、区で今年度新しくクラウド型のデータベース等を取り入れまして、館にある全ての資料について、現在、財団で追加しているところでございます。

こうした資料のデータが揃いましたら、順次、ホームページで紹介していこうと考えてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山下委員 はい、結構です。

○教育長 ほかに何か御質問等ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかになければ、第40号議案についての質疑を終了いたします。

第40号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第40号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第41号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○今野委員 先ほどの続きになるかもしれないんですけども、林芙美子記念館が、総合ではC評価ですけども、やはりD評価がある。これは、特に林芙美子の落合でのいろいろな歴史等に関する一番特徴の表れる、大事なところかなと思うんですけども、どう改善していくのか教えてください。

○文化観光課長 こちら、歴史文化財に関する業務ということで、御指摘いただいたのは、先ほどと同様に、関連資料の運用に課題があるということでした。林芙美子関連の所蔵資料につきましては、ホームページに10点ほど載ってございますけれども、現在、区で保管している所蔵資料については、林芙美子のものに関しては、大体2,500から3,000近くございます。こちらにつきましても、入力が終わる次第、順次ホームページにて御紹介していきたいと考えてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○今野委員 はい。

○教育長 自筆の原稿等が相当数あって、点数としては多いと伺っています。

第41号議案について、ほかに何か御質問はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかになければ、第41号議案の質疑を終了したいと思います。

第41号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第41号議案は原案のとおり決定いたしました。

ここで、文化観光課長には、御退席いただきます。ありがとうございました。

[文化観光課長、退席]

○教育長 それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は御退席をお願いいたします。

[傍聴人退席]

午後 2時35分再開

○教育長 以上で、本日の議事は終了いたしました。

- 
- ◆ 報告 1 新宿区立女神湖高原学園の土地の賃貸借契約の締結について
  - ◆ 報告 2 G I G Aスクール構想実現のための教育用システム環境構築に係る事業者の選定結果について
  - ◆ 報告 3 中学校学校選択制度の学校別状況一覧（令和3年度新入学者）及び令和3年度新入学区立中学校の抽選について
  - ◆ 報告 4 新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告4について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育支援課長 それでは、報告1、新宿区立女神湖高原学園の土地の賃貸借契約の締結について、御報告させていただきます。

女神湖高原学園に係る土地につきましては、長野県北佐久郡立科町との賃貸借契約が令和3年3月31日をもって満了することから、令和3年4月1日以降も女神湖における教育活動等を継続していくため、下記のとおり、立科町との土地の賃貸借契約を締結するものでございます。

1番、土地の概要につきましては、記載のとおりでございます。

契約の方法につきましては、事業用定期借地権設定契約を予定しております。

3番、賃貸借期間ですけれども、現行契約では、平成3年3月1日から30年間ということでしたけれども、このたびは令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間を予定しております。

4番、賃借料につきましては、現行と同額で、年間38万4,280円を予定しております。

5番、賃貸借期間を10年間とする理由です。

女神湖高原学園は、平成7年度に開設して以来、児童・生徒が都会の生活から離れ、高原や山林の自然に親しみ、健康の増進を図り、集団生活を通じて社会性を高め、たくましい豊かな人間性を養うことを目的に、移動教室やスキー教室、夏季施設の場として活用してきたところでございます。

今後、施設の老朽化が進む中、中長期的な視点で、時代に即した児童・生徒の教育活動や校外学習等の事業の在り方について、学校の意向を踏まえながら検討を進めることが必要で

あるとともに、施設の在り方につきましては、新宿区公共施設等総合管理計画に基づく検討を要することから、ヴィレッジ女神湖に係る土地の賃貸借期間を10年間とすることにさせていただきます。

契約手続につきましては、今後、別途、総務部にて執り行う予定です。

2、今後のスケジュールにつきましては、11月11日、文教子ども家庭委員会へ報告した後、年が明けて2月から3月に立科町との契約締結を行い、来年度からの賃貸借開始に向けた準備を進めていく予定でございます。

報告1については、以上です。

続きまして、報告2、GAGAスクール構想実現のための教育用システム環境構築に係る事業者の選定結果について御説明いたします。

こちら、プロポーザルによる選定を行いましたので、御報告させていただきます。

1番、事業内容につきましては、児童・生徒1人1台の端末を早急に整備することにより、子どもを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適化された学びや、協働学習による深い学びを実現させるとともに、今後、感染症等による学校の臨時休業等が生じた際は、同時双方向の遠隔授業の実施や、児童・生徒と教員との通信手段として活用する目的でございます。

タブレット端末の整備は約1万5,000台となりまして、ネットワーク環境の再構築も行ってまいります。

また、学習支援の充実ということで、個別最適化学習や協働学習の推進、学習機会の確保を図ってまいります。

2番、選定内容につきましては、教育用システムで利用するタブレットパソコン等の機器や、クラウドサービス・ソフトウェアの提案を受け、今後、周辺機器等の設置や設定の作業を進めていくものでございます。

裏面にお進みいただきまして、選定方法です。

プロポーザル方式による事業者の適正な選定を行うため、こちらに記載のとおり、教育委員会事務局次長を委員長といたしまして、選定委員8名で選定をさせていただきました。

選定基準につきましては、次のページに資料がございますので、そちらで御説明をさせていただきます。

まず、第一次評価につきましては、5項目につきまして、計400点で評価をさせていただきます。二次選定につきましても、5項目で計400点、裏面をおめくりいただきまし

て、コストパフォーマンスということで200点とさせていただいております。

3番の(5)、コストパフォーマンスの評価方法について御説明をさせていただきます。

まず、評価得点1点当たりのコストを算出するために、見積金額から評価得点を割ったもので、点数を計算しているものでございます。

それでは、1枚目の裏面にお戻りいただきまして、4番の選定経過です。

選定経過につきましては、そちらに記載のとおり、令和2年9月2日から9月14日まで募集をしたところ、応募事業者は5事業者ありましたが、最終的には4社が辞退という結果になっております。

一次審査は書類審査をさせていただき、二次審査でプレゼンテーションによる選定を行ったところでございます。

5番の選定結果でございますが、現行の教育用ネットワークシステムを構築しております東日本電信電話株式会社東京事業部が選定されたものでございます。

評価結果につきましては、3枚目に資料をまとめてございますので、そちらで御覧いただければと思います。

まず、一次選定評価の集計表につきましては、400点中、1社でございますけれども、252点ということで、おおむね6割は満たしているところでございます。

次のページを御覧いただきまして、二次選定の評価結果についてです。

二次選定の評価結果につきましては、400点中288.8点となっております。

主な内容について御説明をさせていただきますと、まず、1点目の構築方針につきましては、現行事業者であるということから、これまで各学校で行っていた実践をベースに、それに加えて今後求められる1人1台環境の要素を加えたという点が、評価に至ったところでございます。

また、3点目の運用保守につきましても、子どもたちや家庭からの問合せに対応できるように、常駐の2人の専門員以外にも、ヘルプデスクを設けまして、平日は夜7時まで問合せに対応できる体制を構築するものでございます。

その他、付加価値といたしましては、現在使っている教材なども新しい環境にそのまま引き継げるといった提案もいただいたところでございます。

この結果、二次選定結果が288.8点となりまして、一次の得点252点と価格評価点200点を加えまして、総合得点としては740.8点ということで、全体の70%を超えたという結果でございます。

恐れ入りますが、また、1枚目の資料の裏面にお戻りいただきまして、6番、その他です。今後の予定でございますが、現在、タブレットパソコン用のLTE回線の提供に係る事業者の選定プロポーザルを行っているところでございます。

また、タブレットパソコン等関連物品の賃貸借の入札及び通信回線の調達につきましても、今後実施する予定で進めてまいります。

報告は以上です。

○**学校運営課長** 続きまして、報告3、中学校学校選択制度の学校別状況一覧及び令和3年度新入学区立中学校の抽選について、御報告いたします。

資料を1枚おめくりいただきまして、中学校学校選択制度の学校別状況一覧でございます。こちら、左欄が各学校で受入れが可能な人数となっております。

A列、こちらは通学区域内の生徒の数となっております。

B列はそれぞれの学校を希望した人数となっております、(1)などと書かれておりますのは、兄、姉がおり、優先的に入学を許可する方向で考えている生徒の数となっております。

C列は、他校への選択希望者と記載してございますが、こちらはそれぞれの学校の通学区域内にいる生徒が他校を希望している人数でございます。括弧内の数につきましては、抽選校以外の学校で、希望校へ確実に入れる数となっております。

D列につきましては、選択結果後の入学希望者の数となっております。

1枚おめくりいただきまして、前のページで黄色でマーカーを記している抽選校について、詳細を書かせていただいているところでございます。

こちらのA列でございますが、1の抽選実施の判断についてに記載してございますが、今後、通学区域の転入者が入学しても「受入可能数」を上回らないと考えられる生徒数を算出し、「抽選基準A」を決定してございます。こちらは、各学校における過去3年間の転入者数の最大値や、他校、国・私立に流れる数などを勘案して出したものでございます。

B列の選択結果後の入学希望者の数が、先ほどの前のページにD列として記してあります人数とになってございます。C列でございますが、こちらが通学区域内の生徒の数、それから兄弟優先対象生徒の数ということで記載してございます。兄弟優先の数が括弧内で内数として記載してございます。こちら、抽選対象者の数としましては、104名となっております。

それから、各校の当選枠は、それぞれこちらに記載の数となっております。当選枠以外



のものについては、補欠という取扱いとなっております。

説明は、以上でございます。

○中央図書館長 それでは、報告4、新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について御報告いたします。

図書館の管理業務に係る事業評価委員会は、令和元年度以降、学識経験者及び利用者の評価目線を毎年度入れるということで、3名の外部委員を含む4名の評価委員会で、毎年度評価する仕組みとなり、本年度はその2年目となっております。

本年度は、事業評価委員会の一部日程がコロナ禍の影響により、書面開催となるなど、評価の取りまとめに時間を要しましたので、教育委員会の御報告が例年より1か月遅くなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず委員会報告資料の表面を御覧いただきたいと思います。

1の事業評価の目的ですが、例年と同じでございます。

2の評価対象ですが、(1)四谷図書館から(9)下落合図書館までの9館で、このうち(2)の鶴巻図書館及び(5)の北新宿図書館は、令和元年度からナカバヤシが指定管理者となっております。

次に、3の事業評価委員会の構成です。ここで、お手数ですが、説明資料とともに御配りさせていただいております事業評価報告書を御覧いただきたいと思います。

評価報告書の表紙をおめくりいただきますと、目次がございますが、目次の一番下の参考資料の3の項目、「平成30年度」となって記載しておりますが、「令和元年度」の誤りですので、大変恐縮ですが、御訂正をお願いいたします。

この報告書の26ページをお開きいただきたいと思います。

冒頭に申し上げましたとおり、評価委員の構成は、御覧の外部委員3名、区の内部委員1名で、昨年度と同じ構成でございます。

それでは、報告4の報告資料にお戻りいただきまして、4の事業評価委員会の開催内容でございます。

第1回目は、6月24日に委員にお集まりいただき、評価項目等を委員の協議により御決定いただきました。

新型コロナウイルス感染対策の観点から、7月、8月は会議形式ではなく、各委員が個別に指定管理者から提出された実績報告等のヒアリングを、書面のやり取りにより行ってございます。

また、8月の5、6、2日間は、希望する委員により全館を実地視察していただいております。

第2回は9月16日に再度お集まりいただきまして、委員の協議により、事業評価の御決定をいただきました。

なお、今回は先ほどの外部委員のうち、公認会計士である鶴川先生に収支構造の中でも捉え方が非常に難しい法人本部経費について解説をいただいております。

では、資料の裏面でございます。

評価結果ですが、全体評価の欄、4が優良、3が良、2が適当、1が課題ありという最終評価で、2となったのが3館、3となったのが6館という結果でございます。

この評価結果につきましては、館ごとに別紙1の事業評価概要にまとめてございます。

それでは、別紙1を御覧いただきたいと思っております。

時間の関係もございますので、概要、初めの4館についてのみの御説明とさせていただきます。

初めに、1ページ、四谷図書館です。全体評価3、良ということで、昨年度では評価を下げる一因であった司書資格配置の不足も解消されており、評価が1段階上がっております。

総合所見ですが、大規模地域館として、多彩な業種での経験を有するスタッフの配置など、意欲的な運営がなされている一方、蔵書の受入数が除籍数を下回っているなどの指摘がございました。

次のページ、鶴巻図書館でございます。

全体評価は2、適当ということで、事業者は図書館流通センター、TRCから変わりましたが、評価自体は昨年度事業者と同じでした。

総合所見ですが、企画展示に力を入れていることが高く評価されている一方、人件費の支出超過等により、最終の収支構造が赤字であったことなどから、全体評価が2とされた一因となっております。

全体としては、業務要求水準を満たしているとの評価でございます。

次のページ、西落合図書館でございます。

全体評価は2で、昨年度と同じです。

総合所見ですが、小規模館ながら、前年度を上回る貸出実績を挙げた一方、利用者アンケートで「新しい資料が少ない」等の声が複数見られるという指摘等がございました。

次のページ、戸山図書館でございます。

全体評価は3で、昨年度と同じでございます。

利用者アンケートでは、満足度が高く、また一歩進んだレファレンスが評価されている一方、一般書の資料回転率が伸び悩んでいる等の指摘がございました。

以下、5ページは北新宿図書館、こちら事業者がナカバヤシに変更となってございまして、全体評価は2で、昨年度と同じ評価となっております。

6ページ、中町図書館、全体評価3で昨年度と同じです。

7ページ、角筈図書館、全体評価3で昨年度と同じです。

8ページ、大久保図書館、全体評価3で昨年度と同じです。

9ページ、下落合図書館、全体評価3で昨年度と同じです。

これらの評価結果につきましては、複数の事業者による図書館指定管理という新宿区ならではの特色を、サービス面での競争原理に生かして利用者へ還元していきたいと考えてございます。

報告は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。

まず、報告1について御意見、御質問がある方はお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 特にないようであれば、報告1についての質疑は終了させていただきます。

次に、報告2について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

○今野委員 応募事業者が5事業者いたわけですけれども、どういう理由で4社辞退ということになったのか、お伺いできますでしょうか。

○教育支援課長 辞退があった事業者全てに確認をしたところ、現在、SEの確保がなかなか難しいという状態でございます。履行期限までに完了できるかどうかという不安があるという点が、大きな理由でございます。

また、今回タブレット端末1万5,000台を調達ということが前提となっておりますので、その点についても少し不安視するような事業者もあったところでございます。

○羽原委員 これは、いつ納入されるのでしょうか。

○教育支援課長 提案内容では、おおむね3回に分けて、早いところだと、1月に第一弾として納入して、そこで教育課題研究校を中心にまず実践をしていただきまして、そこで研修動画なども作成しながら、その後2回に分けて、遅くとも3月上旬までには納入される

ような計画になっております。

○羽原委員 期限までにきちんとそろいますでしょうか。

○教育支援課長 そろわないと契約不履行ということになってしまいますので、そのようなことにならないよう、しっかり事業者と進行管理をしながら、円滑に進めていきたいと考えております。

○教育長 ほかにはございますでしょうか。

○山下委員 二次評価の一覧表なんですけれども、この構築方針、構築要件、運用保守というのは多分ハードウェア的な部分で、その下のその他付加価値、また総合評価とありますけれども、こうして見ると、総合評価が100点満点中40点という人がいて、なぜなのかなということ。それから、価格評価点は200点で満点がついているんですが、これ除くと、意外に評価基準が低いなと思ひまして、ハード的にはそろったけれども、本来の目的である新しい施策としての、本当の意味でのG I G Aスクール構想が実現できるのかなど、若干不安を感じるんですけれども、そのあたりは大丈夫なのでしょうか。特にソフトウェア、教材、その辺りのサポートがこの会社で可能であると判断された理由等を教えてください。

○教育支援課長 ただ今委員から御指摘いただきましたソフト、教材の件ですけれども、基本的な提案としては、現在使っている協働学習のソフトを中心にしながら、今後はA Iを活用したドリル教材の導入を行っていきますので、提案ではドリル教材の教科が充実しているドリルパークの導入を予定しています。

その新しい教材については、1月から試行ができるように事業者から提案がありまして、早めに学校に導入しながら準備を進めていけるというところは、評価につながったものでございます。

御指摘いただきました総合評価40点につきましては、評価委員の内訳はただ今手元にないところでございますが、様々質疑応答させていただきまして、不安な点は不安を払拭するような御回答をいただいておりますので、事務局といたしましては、特段、今回の提案内容で不足なく、今回、新宿区がG I G Aスクール構想と申しております個別最適化学習や協働学習を事業の中でしっかり推進していけるような、そうした基本的なものはそろえられると考えております。

○山下委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○羽原委員 4月から自宅へ持ち帰って使うということまでいくんですか。それとも、学校に保管して授業のとき使うところまでですか。

○**教育支援課長** 今年度中には在籍する児童・生徒にはお渡しする予定で考えておりますが、それを授業の中で使っていくというところについては、やはり助走期間も必要だと思いますので、基本的には来年度の2学期から本格運用していくというスケジュールで考えております。

また、端末の持ち帰りにつきましては、体制としては可能にはなりますけれども、やはり使い方等についてしっかりと説明をした上でないと、間違った使い方等のリスクもございますので、そこは今後事業者や学校と詰めながら、具体的なスケジュールについて、無理のない形で詰めていきたいと考えております。

○**羽原委員** 使い方の問題もあるし、それから、持ち帰り認めるとなると、壊れたときの負担についてはどのように考えていますか。

○**教育支援課長** 今回の提案の中には保険も含まれておりますので、もし子どもが落としてしまったり、ぶつけて破損してしまったりした場合には、無料でサポートの体制が取れております。また、学校に一定数の予備機も用意しておりますので、事業者が週に1回故障した機器を交換する定期便を出すというような御提案もいただいているところでございますので、子どもたちに安心して使ってもらえるような体制が組まれるものと考えております。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問はありますでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** よろしければ、報告2の質疑を修了させていただきます。

次に報告3について、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** 御質問等がなければ、報告3についての質疑を終了させていただきます。

続きまして、報告4について、御意見、御質問があればお願いいたします。

いかがでしょうか。

○**羽原委員** ナカバヤシが指定管理者となっている2館の人件費、これは基本的にはどういうことなのでしょう。つまり、人件費が何百万円も超過するというのは、ちょっと理解できないわけです。ほかの館の経営状況から見ても、そういう例はほとんどないし、過去にもそんなになかったのかなと思います。事情があれば教えてください。

○**中央図書館長** ナカバヤシにつきましては、昨年度、指定管理の初年度でした。立ち上げ期ということで、所定の要求水準以上に職員を配置したということと、年度当初に職員の超過

勤務が多く発生したということで、人件費の予算超過となっております。ただ、評価結果は非常に辛くなっておりますが、会計処理が不適切だというものでは決してございませんで、あくまで収支構造上、人件費が当初の収支見通しよりも上がってしまったということでございます。

なお、この部分につきましては、安定的な館運営のためには、今後適正化が必要であるという旨の意見が付されてございます。

○羽原委員 この超過分というのは、トータルの予算よりオーバーするわけですね。それはどうなるのですか。

○中央図書館長 こちらからの指定管理料の積算上では、超過勤務が幾らかというような形ではなく、要求水準を満たす人件費総額として積算をしておりますので、その中でナカバヤシについては、直接ナカバヤシとして負担をした超過勤務が大きかったということになります。ただ、その職員の人件費につきましては、当然ながら指定管理料の範疇に入るべきものですので、そういった部分を積み上げていくと、当初の見込みよりも上がってしまったということでございます。

○羽原委員 予算規模全体としては、超過分はそれに載せるのか、別枠なのか。あるいはナカバヤシの経営努力の中で、年間で処理してしまうのか。

○中央図書館長 これにつきましては指定管理料の性格でございますが、図書館業務の場合は利用料金制ではなく、あくまで指定管理料の中で全ての事業を完結していただくということになりますので、実際にそうした人件費が当初の見込みより多くなったとしても、事業者は当然ながら職員に支払う必要がございますが、こちらから人件費として追加支給することはないものでございます。

基本的には、経営努力によらずに執行残が出た場合はお返しいただくということになりますが、損失等が発生しても、指定管理料の増による補填はしないというのが、指定管理の原則となっております。

○羽原委員 念のためですが、年間を通じて、これまで予算が余ったから区に返すとか、あるいは足りないから云々とか、そういうことはあったんでしょうか。

○中央図書館長 先ほど申し上げましたとおり、経営努力によらない執行残については、当然ながらその分はお返しいただくという精算は実際してございます。

例えば、今年度で言いますと、コロナ禍がありましたので、そこで事業が中止になった分、それからコロナの感染対策で経費が増になった部分、その部分を相殺して精算する可能性は

大きいと考えてございます。

○羽原委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問等、ございますでしょうか。

報告の内容とは少し違いますけれども、不特定多数が利用している図書館での現状のコロナ対策について、各委員に御説明いただければと思います。

○中央図書館長 現状でのコロナ対策について御説明をいたします。

10月17日からこれまで個別に、一人一人を検温していたものをサーモグラフィーによる検温に移行してございます。特に中央、四谷、下落合のように、不特定多数の御利用者が非常に多い館につきましては、一度に何人もの計測ができるものを、また、それ以外の地域館につきましては、一人一人をサーモグラフィーで計るという仕組みを取ってございます。それ以外の部分については、従前から継続をしてございますが、入館時の手指消毒、閲覧席の間引き等も行っております。

それから、新しい図書館利用の日常という観点ですと、本を読んだ後については手洗いを奨励するというので、そうした呼びかけも行っております。

主にそうした対策を取りながら、図書館での感染対策を徹底しているという状況でございます。

それから、入館入替え制ですが、従前どおり1日2回、入館入替えはさせていただいております。そのほか、換気の観点ですと、常時窓開けなどの対応も取っております。

○教育長 御苦勞様です。特に児童コーナーなどは、もともと席が少ないですよね。その半分となると、なかなか利用できないんじゃないかという、そういう区民からのご意見などはあるのでしょうか。

○中央図書館長 中央図書館の中のこども図書館について申しますと、特段、大きな混乱は聞いてございませんし、地域館からも特に大きな声は聞いてございません。図書館の場合は、大きな声を出している人などはほとんどいませんので、そういう意味では、感染リスクは少ないのかなと思ってございますが、特に保護者の方等からの御意見を強くいただいているという実態はないところでございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかになければ、報告4についての質疑を終了させていただきます。

---

◆ 報告5 その他

○教育長 次に、報告5、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

---

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

午後 3時11分閉会